

もくじ

- 2 新年のごあいさつ、年頭のごあいさつ
- 4 特集 第16回絵のまち尾道四季展
入賞作品紙上展
- 6 トピックス ほか
- 7 皆さんと共に歩んで1000号
- 8 市県民税・国民健康保険料・介護保険料の申告相談
- 10 暮らしの窓
市議・市長選挙立候補予定者への説明会
／水道管にも防寒対策を／マイナンバー制度 ほか
- 13 健康・福祉
介護予防講演会／休日当番医／JA尾道
総合病院市民公開講座 ほか
- 16 子育て
各放課後児童クラブ受け入れ対象学年
の拡大／乳幼児健診・相談・講習会／入
学通知書発送／就学援助／就学支度資
金・修学資金貸付 ほか
- 19 スポーツ
市民カローリング大会／みつき駅伝大
会／向島駅伝大会／いんのしま健康マ
ラソン大会 ほか
- 20 芸術・文化
みつき子ども図書館の臨時休館／囲碁棋
聖戦尾道対局・関連イベント／外国人に
よる日本語スピーチ大会&交流会 ほか
- 22 情報アラカルト
公民館団体登録利用申請受付／中国横
断自動車道尾道松江線の愛称決定／国
際理解講座／パブリックコメント募集
／国勢調査調査員募集／放課後児童ク
ラブ常勤指導員募集 ほか
- 26 相談
- 28 尾道市立美術館招待券
協働通信シリーズ⑳

今月の表紙



2年に1度開催されて
いる全国絵画公募展「絵
のまち尾道四季展」は、16
回目を迎えました。

表紙は市内在住の濱本
和信さんのアクリル画「尾道駅2番線」です。
入賞作品を4・5頁で紹介していますの
で、ご覧ください。

トピックス—Topics—



広島東洋カープ 「緒方孝市」新監督来庁

12月1日、緒方新監督が松田
元オーナーとともに監督就任
のあいさつに来庁しました。5
月26日に、広島県立びんご運動
公園しまなみ球場にて、セ・パ
交流戦を開催予定です。



「やまなみ自然学校」開校！

12月5日、尾三地方森林組
合で、百島小学校2・5・6年
生、三幸小学校4年生と西藤
小学校5年生が、しいたけ植
菌等の林業体験学習を行いま
した。また、地産地消の給食や
自分たちで作った焼き芋を食
べました。



因島の景色を満喫

12月7日、「第2回因島
ウォーキング大会」が開催さ
れました。コース途中には、エ
イドステーションが設置され、
地域の人たちによるおもてな
しを受けました。また、快晴
に恵まれ、参加者全員が完
歩しました。



海自隊員が保育所で ボランティア活動

12月9日、外浦保育所で海
上自衛隊の護衛艦「あぶくま」
の乗組員の皆さんによるボラ
ンティア活動が行われ、砂場
の掘り起しや園内の清掃など、
施設をきれいに整備し、園児
と囲碁やボール遊びをして
交流しました。



尾道・松江コラボスイーツ完成！

尾道松江線が全線開通する
ことを機会に、松江市の老舗
菓子屋と尾道市の因島杜仲茶
とのコラボでお土産スイーツ
を共同開発し、12月12日、市長
にお披露目しました。今後、土
産品店などで順次販売開始す
る予定です。

皆さんと共に歩んで1000号

広報紙第1号を、昭和25年(1950年)11月15日に発行して、今号でちょうど1000号になりました。

昭和21年(1946年)に日本国憲法が公布され、主権在民による民主主義政治がスタート。その民主主義を確立するために、行政は何をしているのかを市民一人ひとりに知ってもらおうと始まったのが国や地方自治体の広報活動です。「市民皆様の御協力を」と、石原善三郎元市長の第一声で創刊して以来、広報紙はいく度か名称やスタイルを変えながら、市役所と市民の皆さんを結ぶ「架け橋」としての役割を果たしてきました。

ここでは、創刊号(部分縮小)と、表紙を飾った歴史の1頁を、年表とともにほんの少しだけご紹介します。

☎秘書広報課(☎0848-38-9377)

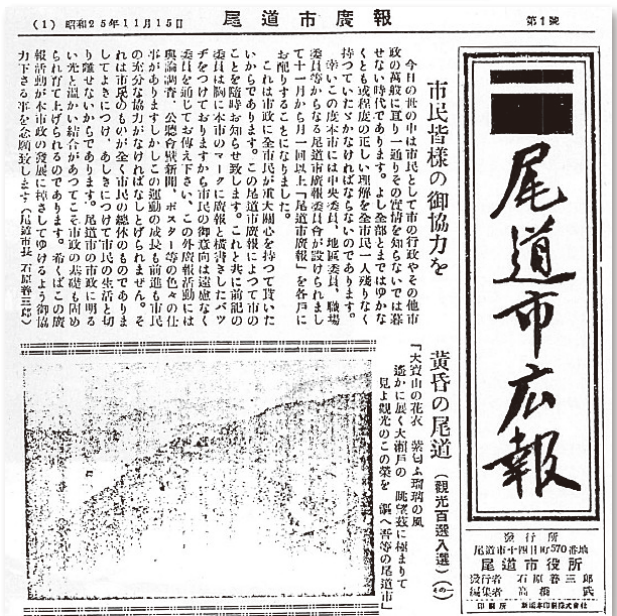
昭和

- 25年 「尾道市広報」創刊／尾道短期大学を開学
- 26年 御調郡深田村大字久山田(久山田町)と合併
国道2号開通／第6回国体(尾道市会場ボクシング・女子ソフトボール開催)
- 29年 御調郡美ノ郷村、木ノ庄村、原田村と合併
- 30年 沼隈郡高須村、西村、百島村と合併
- 32年 沼隈郡浦崎村と合併／ロープウェイ開通
- 35年 市庁舎(現)完成
- 38年 公会堂完成
- 43年 尾道大橋開通／今治市と姉妹都市盟約締結
- 45年 御調郡向東町と合併
- 47年 尾道バイパス全線開通
- 49年 市の木に「桜」を選定
- 53年 市民憲章制定
- 55年 市立美術館オープン
- 58年 市民病院(現)完成／因島大橋開通
- 63年 新幹線新尾道駅開業

平成

- 元年 海と島の博覧会(尾道会場)開催
- 3年 生口橋開通
- 5年 びんご運動公園開園
- 6年 東出雲町と産業文化友好交流都市盟約締結
広島アジア競技大会(尾道市会場サッカー開催)
- 8年 市の花に「桜」を選定／山陽本線東尾道駅開業
第51回国体(尾道市会場テニス・ソフトボール開催)
- 10年 市制施行100周年記念事業
(記念イベント“おのみち百祭”開催)
オンフルール市(フランス)と友好都市関係樹立
- 11年 新尾道大橋・多々羅大橋開通
瀬戸内しまなみ海道全橋開通
しまなみ交流館(テアトロシエルネ)開館
- 12年 尾道駅前地区市街地再開発事業完了
- 13年 尾道大学開学
- 14年 しまなみ球場オープン
- 15年 市立美術館リニューアルオープン
- 17年 御調郡御調町・向島町と合併
尾道大学大学院設置／市技に「囲碁」を制定
- 18年 因島市、豊田郡瀬戸田町と合併
- 20年 本因坊秀策囲碁記念館オープン
- 21年 尾道市民センターむかいしまオープン
瀬戸内しまなみ海道開通10周年
- 22年 尾道自動車道(尾道JCT～世羅IC間)開通
- 24年 松江市と姉妹都市盟約締結／尾道市立大学に改称
海フェスタおのみち開催
- 25年 釜山広域市(大韓民国)と友好交流意向書締結
- 26年 瀬戸内しまのわ2014開催

昭和25年11月15日発行「第1号」



昭和35年4月5日発行「第95号」



昭和63年4月1日発行「No.607」



平成11年5月10日発行「No.812」



平成17年4月11日発行「No.883」



市県民税／国民健康保険料／介護保険料の 申告相談を行います ～申告はお早めに～

市では、2月16日(月)から3月16日(月)まで、次頁の日程で申告相談を行います。

申告が必要な人は

今年1月1日現在、市内に住んでいる人のうち、前年中に次のような所得のあった人や所得控除を受けようとする人など

- 営業等、農業、不動産、配当、雑、一時などの所得があった人
- 給与所得者で、年末調整をしていない人やそれ以外の所得があった人
- 公的年金等の収入がある人で、それ以外の所得があった人
- 市県民税において医療費、社会保険料などの控除を受けようとする人

収入、所得がない人で、次のような人など

- 国民健康保険、介護保険の被保険者
- 所得課税証明が必要となる人

申告に必要なもの

- ◎印鑑(認印)
- ◎所得の計算に必要な書類
 - ・給与や公的年金等の源泉徴収票(原本)
 - ・営業等、農業、不動産所得のある人は収支内訳書・帳簿など(必ず自分で作成しておいてください)
 - ・個人年金、報酬、配当、一時金などの支払調書や支払通知書など
 - ・その他所得のある人はその内訳を証明するもの
- ◎所得控除を受けるための書類
 - ・国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金などの領収書・控除証明書
 - ・障害者手帳など(障害者控除を受ける人のみ)
 - ・医療費の領収書など
 - ・その他控除を受けるために必要な証明書など

申告の必要がない人は

- 所得税の確定申告をする人
- 扶養に入っている人で、前年中に所得がなかった人
- 給与所得のみの人で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている人
- 給与所得または公的年金等のみの人のうち、源泉徴収票に記載されている内容から変更がない人

申告のお願い

- ◎確定申告が必要な人、青色申告をする人、住宅借入金等特別控除を受ける人、土地建物等や株式等の譲渡所得がある人などは、税務署または税務署主催の申告会場で申告してください。
- ◎医療費控除を受ける人は、控除対象となる医療費の総額を計算し、保険金などで補てんされる額を除いて医療費控除額を計算しておいてください。
※予防接種や健康診断など、「治療」を目的としていない費用は医療費控除の対象になりません。

よくあるご質問

Q 保険料(税)納付済通知書兼口座振替済通知書が届きましたが、この納付済保険料は申告しなくても社会保険料控除を受けられますか。

A 窓口納付分や口座振替分の社会保険料は、申告しなければ控除されません。

納付済通知書は、確定申告や市県民税の申告で、社会保険料控除の申告額を確認するための資料です。窓口納付分や口座振替分に金額がある人は、申告することで、社会保険料が控除されます。特別徴収分のみ金額のある人は、申告しなくても市県民税については社会保険料が控除されます。また、次に該当する人は申告の必要がありません。

- ①既に所得税の確定申告や給与の年末調整などで控除を受けている人
- ②申告をしなくても市県民税の所得割が非課税の人

Q 平成26年中の公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金以外の所得金額が20万円以下でも市県民税の申告は必要ですか。

A 市県民税の申告は必要です。

上記の場合は、確定申告をする必要はなくなりましたが、市県民税は、原則としてすべての所得を申告する必要があります。また、源泉徴収票に記載されている内容から控除を変更する場合にも、市県民税の申告が必要です。なお、医療費控除などにより所得税の還付を受ける人は、確定申告書を提出することができます。その場合は、すべての所得を申告する必要があります。

平成27年度 市県民税・国民健康保険料など 申告相談日程

相談時間 9:00~12:00、13:00~16:00(受付9:00~11:30、13:00~15:30)※次表で特に指定している場合を除く。

相談会場 申告相談会場は次表のとおりです。混雑の状況によっては、その日の相談に応じられない場合もあります。時間に余裕をもってお越しください。また、なるべく公共交通機関をご利用ください。

■尾道総合会場

申告相談会場	日程	対象地区
総合福祉センター ※1	2月25日(水)	全地域対象 (他の日程・会場で都合の悪い人を含む)
	2月26日(木)	
	2月27日(金)	
	3月3日(火)	
	3月4日(水)	
	3月5日(木)	
	3月6日(金)	
	3月10日(火)	
	3月11日(水)	
	3月12日(木)	
	3月13日(金)	
3月16日(月)		

※1 市役所本庁では申告相談を行っていませんので、申告相談会場にお越しください。

■北部会場

申告相談会場	日程	対象地区
原田公民館	2月17日(火) 9:00~12:00	原田町
農村環境改善センター	2月18日(水)	木ノ庄町、美ノ郷町 (三成、猪子迫を除く)
河内公民館 ※2	3月2日(月)	午前:津蟹、福井、徳永、丸河南 午後:今田、植野、野間、丸門田
御調文化会館 2階 ※2	3月3日(火)	午前:大原、公文 午後:綾目、山岡
	3月4日(水)	午前:大山田、千堂 午後:大田、下山田
	3月5日(木)	午前:貝ヶ原 午後:神、国守、高尾
上川辺公民館 ※2	3月6日(金)	午前:菅、大塔、仁野、平木、大蔵、中原 午後:岩根、大町、三郎丸、白太、本
御調文化会館 2階 ※2		市、江田、釜窪、花尻、平
	3月13日(金)	上記日程で都合の悪い人
	3月16日(月)	

※2 御調町の折込チラシ(日程表)は廃止しています。

■向島会場

申告相談会場	日程	対象地区
サンボル尾道	2月16日(月)	向東町
	2月17日(火)	
向島公民館 2階 (市民センターむかいしま)	2月23日(月)	向島町
	2月24日(火)	
	2月25日(水)	
	2月26日(木)	
	2月27日(金)	
	3月9日(月)	
	3月10日(火)	
	3月11日(水)	
	3月12日(木)	
	3月13日(金)	
3月16日(月)		

■東部会場

申告相談会場	日程	対象地区
浦崎公民館	2月19日(木) 2月20日(金)	浦崎町
百島公民館	2月23日(月)	百島町

■因島会場

尾道税務署による相談は、2月12日(木)・13日(金)に因島市民会館で行います。詳しくは10頁「尾道税務署からのお知らせ」をご覧ください。

申告相談会場	日程	対象地区
重井公民館	2月16日(月)	因島重井町
三庄公民館	2月17日(火)	因島三庄町(2、3、5、6、7区)
	2月18日(水)	因島三庄町(1、4、8、9区) 因島椋浦町
中庄公民館	2月19日(木)	因島中庄町(釜寺、大山、室陣、天権、山口、光水、仁黒鹿浜、青影)、因島鏡浦町、因島外浦町
	2月20日(金)	因島中庄町(西浦、蘇功、丸池、徳永、新開) 因島大浜町
因島総合支所	3月5日(木)	因島土生町(安郷、荒神、長上、長下、宇和部、平木、塩東、一江ノ内、二江ノ内)
	3月6日(金)	因島土生町(塩南、塩北、赤上、新生、中央、郷、箱崎)
	3月9日(月)	因島田熊町(港、本町、中央、須鼻、西浜、金山)
	3月10日(火)	因島田熊町(竹長、西、中、東)
	3月11日(水)	上記日程で都合の悪い人
	3月12日(木)	
	3月13日(金)	
	3月16日(月)	

■生口島会場

尾道税務署による相談は、2月10日(火)に瀬戸田市民会館で行います。詳しくは10頁「尾道税務署からのお知らせ」をご覧ください。

申告相談会場	日程	対象地区
生口島開発総合センター	2月26日(木) 13:30~16:00	田高根、荻、宮原、御寺
いきいきサロン 東生口	2月27日(金) 13:30~16:00	因島原町、因島洲江町
瀬戸田支所	2月24日(火)	名荷、林、鹿田原、沢、中野
	2月25日(水)	瀬戸田、高根、垂水、福田、港
	2月26日(木) 9:00~12:00	名荷、林、鹿田原、沢、中野
	2月27日(金) 9:00~12:00	瀬戸田、高根、垂水、福田、港
	3月2日(月) 9:00~12:00	上記日程で都合の悪い人
	3月3日(火) 9:00~12:00	
	3月4日(水) 9:00~12:00	
	3月4日(水) 9:00~12:00	

☎市民税課(☎0848-38-9154・☎0848-38-9145)
☎因島瀬戸田市民税係(☎0845-26-6227)